



## 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター） のぼり旗の寄贈について

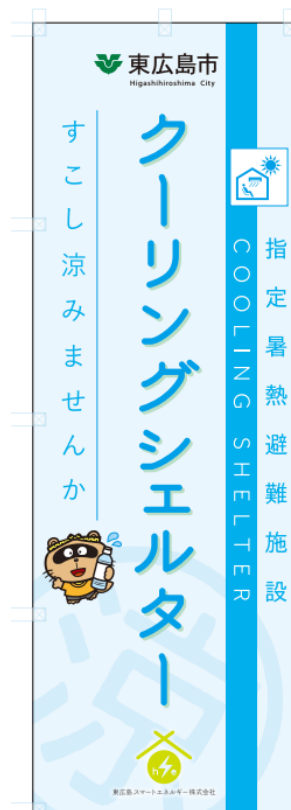
環境省では、地球温暖化の進行を背景に、熱中症による被害が拡大するおそれがあることから、気候変動適応法（「以下、「法」という。）を改正し、令和6年4月から熱中症特別警戒情報を法定化するなど、さまざまな取組みを展開しております。

法に基づき、東広島市においても、7月1日付けで市内20か所を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定しましたが、法においては事業者にも地方公共団体の気候変動適応法に関する施策への協力が求められています。

今回、当社としても東広島市の取組みに賛同し、より一層の住民への周知を図ることを目的としてクーリングシェルターの設置に係る掲示物（のぼり旗）を作成し東広島市へ寄贈することとしました。

今後も当社の企業理念のひとつである、地域還元、社会貢献に資する取組みを進めていきます。

のぼり旗のデザインは、以下のとおりです。



（参考）東広島市内の指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）リスト

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/3/1/40368.html>